資料９

【９】介護保険以外の高齢者福祉サービスについて

１．家族介護用品支給事業

高齢者を在宅で介護されている方を対象に、紙おむつや尿とりパッドなどの介護用品の購入費用を助成します。

◆対象者

次のいずれにも該当する方

①南丹市に居住する者

②要介護４または５に認定された者

③介護者、要介護者とも市民税非課税世帯であること

④在宅で介護していること

◆助成の対象となる用品

紙おむつ、尿とりパッド、防水シーツ、おしりふき

※病院、施設等に入所期間中に購入した物は対象外となります。

◆助成額（令和８年度の場合）

１人あたりの年度ごとの上限額（年額）は以下のとおり

６０，０００円

○提出書類

（１）家族介護用品支給事業申請書

（２）購入した介護用品の領収書

２．家族介護慰労金

高齢者を介護している家族の支援を目的に、在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金を支給します。

◆対象者

次のいずれにも該当する方を在宅で同居により介護している家族で、市民税非課税世帯の者

①南丹市に居住する者

②要介護４または５の認定を受けた市民税非課税世帯の者

③②の要件を申請日から起算して過去１年間継続して満たしている者

④要介護者について、次のいずれかに該当する場合を除き、介護保険サービスを利用していないこと

・福祉用具貸与、特定福祉用具販売または住宅改修費のみを利用した場合

・介護サービスの利用日数が、申請日から起算して過去１年以内に１０日以内の場合

⑤申請日現在で要介護者が施設に入所していないこと。または、申請日から起算して過去１年以内に病院等に通算して３月を超えて入院または入所していないこと。

◆支給額

１０万円（要介護者１人に対し、毎年度１回支給）

〇提出書類

（１）家族介護慰労金支給申請書

３．外出支援サービス

一般の交通機関を利用して外出することが困難と認められる方について、自宅と医療機関への通院、入退院時および通院に伴う院外薬局への立ち寄り時の送迎を行います。

利用にあたっては、高齢者等生活支援事業利用申請書にて申請してください。申請に基づき、申請者の生活環境を審査したうえで、利用の可否を決定します。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

①おおむね６５歳以上の高齢者

②心身に障害がある者で、歩行や移動が著しく困難な者

③市長が必要と認める者

◆負担額

・保険料　1,000 円

・以下の表に基づく料金

自宅～目的地～自宅までの距離	利用料
0㎞　～　3㎞まで	８００円
3㎞超～　6㎞まで	１，０００円
6㎞超～　１０㎞まで	１，２００円
１０㎞超～　２０㎞まで	１，４００円
２０㎞超～　３０㎞まで	１，６００円
３０㎞超～　４０㎞まで	１，８００円
４０㎞超～　５０㎞まで	２，０００円
５０㎞超～　６０㎞まで	２，２００円
６０㎞超～　８０㎞まで	２，４００円
８０㎞超～１００㎞まで	２，６００円
１００㎞超～１２０㎞まで	２，８００円

※南丹市内・京丹波町内・亀岡市内・綾部市内・京都市の一部（京北町内）を移送範囲とします。

〇提出書類

（１）高齢者等生活支援事業利用申請書

４.「食」の自立支援サービス

食事の支度が困難なため日常生活に支障がある高齢者等に対し、自立した日常生活を支援するため、定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達するとともに、配食時に利用者の安否確認を行います。

利用にあたっては、高齢者等生活支援事業利用申請書にて申請してください。申請に基づき、申請者の生活環境を審査したうえで、利用の可否を決定します。

なお、家族等の定期的な訪問が見込める方など、特に見守りの必要性が低いと思われる方については対象にできない場合がありますので、ご承知おきください。

◆対象者

次のいずれかに該当する方

①ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で食事の支度や家族等による食事の提供が困難な状況にある者

②ひとり暮らしの重度障がい者で食事の支度や家族等による食事の提供が困難な状況にある者

③療養上、市長が必要と認める者

◆負担額

・１食　７００円

〇提出書類

（１）高齢者等生活支援事業利用申請書

５．高齢者等除雪対策事業

自力での除雪が困難な高齢者世帯などに対し、自宅敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業などに対する費用の一部を助成します。

◆対象者

南丹市に住所を有する世帯で、次のいずれかに該当する世帯

①６５歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

②母子世帯

③身体障害者手帳（１級から４級まで)、療育手帳または精神障害者福祉保健手帳の交付を受けた者を含む世帯

◆支援の対象となる作業

①住居敷地内の除雪作業

②屋根からの落雪に伴う住居周囲の除雪作業

③住居の屋根の雪下ろし作業

④上記の作業実施のための事前現地確認（現地確認の結果、作業が実施されなかった場合も含む）

◆負担額

個人負担額は下表のとおり。

別途、作業実施事業者に対して、市からの委託料の支払があります。

人力による除雪作業	１時間当たり　２５０円 ３０分まで　　１３０円
屋根の雪下ろし作業　および 除雪機械を併用した除雪作業	１時間当たり　３５０円 ３０分まで　　１８０円
作業実施のための事前現地確認	無料（委託料のみ支払い）

◆作業実施地域（令和８年度見込）

実施地域	実施事業者名
美山町　知井地区	知井振興会
美山町　宮島地区	（公財）南丹市福祉シルバー人材センター　美山支所
美山町　鶴ヶ岡地区	鶴ヶ岡振興会
美山町　平屋地区	個人
美山町　大野地区	（有）大野屋
美山町　全域	美山町森林組合
日吉町　五ヶ荘地区	（公財）南丹市福祉シルバー人材センター　日吉支所
日吉町　世木・胡麻地区	日吉町森林組合
園部町　黒田地区	個人

◆実施条件

１０センチメートル以上の積雪があり、該当地区に京都府または南丹市が委託する除雪車の出動があった場合で、高齢者世帯から実施事業者に依頼があった場合に実施します。

６．あんしん見守りシステム事業

固定電話の回線に専用装置を設置し、「緊急・相談ボタン」を押せば、２４時間３６５日、専門スタッフにつながることにより、日常の健康相談をはじめ、急病・事故といった緊急時には近隣住民などの協力により対応します。

◆対象者

南丹市に居住するおおむね６５歳以上で次のいずれかに該当する方

①ひとり暮らしの高齢者

②６５歳以上の者のみの世帯またはこれに１８歳未満の者が加わった世帯

③心身に障がいのある方で本事業により見守りが必要な者

④扶養義務者や同居家族が不在になるなどの理由で本事業により見守りが必要と市長が認めた者

◆負担額

利用料は以下の表のとおり（通話料は無料）

生活保護受給者等	無料
市民税非課税世帯に属する者	３００円
上記①～③に該当する市民税課税世帯に属する者	５００円
上記④に該当する市民税課税世帯に属する者	１，６５０円※

※別途消費税および地方消費税相当額を加算した金額となります。

７．南丹市徘徊ＳＯＳ「つながろう南丹ネット」

認知症などにより徘徊のある者、または、徘徊のおそれのある者が行方不明になった場合に、地域の支援を受けて早期に発見し、ご家族のもとに帰っていただけるようにするため、関係機関の支援体制を整えます。

本事業の支援を受けようとする場合は、事前に登録が必要です。

◆対象者

南丹市に居住する者で、認知症などにより徘徊のおそれがある者

以上